

議会改革特別委員会記録

開会年月日	平成27年6月18日
開会時刻	午前10時00分
閉会時刻	午後0時14分
出席委員名	◎工村一三 ○野崎隆太 楠木宏彦 吉井詩子
	吉岡勝裕 上田修一
	小山 敏（議長）
欠席委員名	
署名者	楠木宏彦 吉井詩子
担当書記	伊藤 亨
協議案件	1 議会報告会について
	2 具体的検討項目について
	3 政策立案について
	4 次回の会議について
説明者	

開会 午前10時00分

◎工村一三委員長

ただいまから、議会改革特別委員会を開催いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

本日御協議いただきます案件でございますが、お手元の事項書にありますとおり、1番目として、「議会報告会について」ということで、各班の実施報告書を作成していただきました。また、アンケートの集計結果もまとまりましたので、これをもとに御協議をお願いしたいと思います。

2番目といたしまして、「具体的検討項目について」ということで、前回御協議いただきましたとおりA及びCに分類した事項から具体的な協議に入ってまいりたいと思います。

3番目といたしまして、「政策立案について」御協議をお願いいたします。

最後に4番目の「次回の会議のこと」といたしまして、協議内容及び開催時期について御協議をお願いしたいと思います。

それでは、会議に入ります。

本日の会議録署名者に、委員長において楠木委員、吉井委員の御兩名を指名いたします。

【1 議会報告会について】

◎工村一三委員長

初めに、事項書1の「議会報告会について」を議題といたします。

各班から御提出いただきました実施報告書、またアンケートの集計結果を配付させていただいております。班長さんから補足の説明がございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、1班のほうから、よろしくお願ひいたします。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

特に補足ということはないんですけど、集まっていた数について、港中学校の校区でちょっと少な過ぎたかなと。これは、それぞれの自治会さんにもお願いをしたんですけども、やはり神社が中心になってしまったというところもあって、大湊や浜郷地区についての参加のお願いが若干弱かったのかなという感じがいたします。

あとは、ここに書かれておるようなことで、よろしいかと思えます。

◎工村一三委員長

2班、よろしくお願ひしたいと思えます。

野崎副委員長。

○野崎隆太副委員長

補足は特にございません。

◎工村一三委員長

3班、よろしくお願ひします。

吉井委員。

○吉井詩子委員

私の班の報告書は、「第3班」というのが消えてます。すいません、何班かわからない状態になってますので。それぐらいですね、補足は。

◎工村一三委員長

実施については別に、これといった内容は。

○吉井詩子委員

記録をしっかりとっていただきましたので、それを参考にしてわかりました。

◎工村一三委員長

それでは、4班のほう、お願いします。

上田委員。

○上田修一委員

4班については、城田地区からスタートしまして、城田地区については、やっぱりどうしても、地元ということを強調したんですけど、地元も固定化されてしまいまして、パイプラインの限定のことが出てきた。あとは、やすらぎのプールを、学校プールを何とか、泳ぐことが大事やでしてくれということで意見がありました。

それから、沼木については、やっぱり、統廃合ということが非常に懸念されて、宮中の現状と、今、北浜の動きなんかも言われて、説明をしてきました。

それから、宮川地区については、やっぱり、その地域的に、先ほど楠木委員が言われたように、地域的に一つの学校にしてしまったんで、学校の周辺の人しか集まって来なかったというのが非常に残念かなと思いますけど、あとは中身的には伊勢市全体のことが出てきて、聴いていただけたかなというふうに思っております。

◎工村一三委員長。

ありがとうございます。

各班から報告をいただきましたけど、全体的に何か、この報告書、またアンケート集計等にかかること、御意見ございましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

特にございませんか。

上田委員。

○上田修一委員

やっぱり、いろんな方も感じていると思うんですけど、やっぱり一つの地域とかその場所でやると、どうしてもその地域周辺しか寄ってこない。学区が違おうとどうしても寄りづらいということが非常にあって、前回も豊浜でやったときも、そういう周辺が寄って来なかったという話があるんで、非常にこれ場所決めが大変だったというふうに思うし、大変だろうなというふうに思ってます。

◎工村一三委員長

ありがとうございます。

このアンケートを見ていただきますと、区域外からが17%ぐらいと、区域内が80%ということですので、非常に、場所決め、今後の課題になるというふうにも感じております。

前回みたいに、ゼロということがなかったのがよかったのと、意外と今回は職員の方が少なかった割には人数的には前回並みだったということで、特に城田がたくさん来ていただいたということもございますけど、総体的には、そういうふうな感じだなと私も受け取っております。それでは、この件に関しましては。

はい、吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

報告会全般ということですので、少しお聞かせいただきたいんですけども、全体的にはいろいろ皆さん班で、班長さんまとめていただく格好で、今回資料をつくっていただいたわけですけども、二つの班が当日というか先ほどですね、資料をいただいた格好で、差しかえと追加がありましたけども、最初、いつまでに事務局へ出してくださいねという約束があったかと思えますけども、その辺、委員長はどのようにお考えでしょうか。

◎工村一三委員長

きのう、ちょっと事務局のほうから、弱ったなというお話をいただきました。委員長の

班と副委員長の班が非常に遅れていたということは非常に残念に思いますし、また私のほうも気がつかずに、今までずるずるとしておった点については反省したいと思います。

今後、十分注意をして、各班責任をもってやっていただきますように、よろしくお願ひしたいと思います。

○吉岡勝裕委員

はい、一応終わります。よろしくお願ひします。

それともう一つだけ、委員長。

◎工村一三委員長

はい、吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

もう1件ですね、それぞれ班の報告内容を見せていただいて、出席議員のところ役割分担を書きいただいています。それぞれ班によっていろいろ違うんですけども、やはりその役割が固定化しているというか、報告者は3回とも全部報告者、また答弁者、質疑応答は3カ所ともずっと同じ答弁者と、また受付の人はずっと受付のままというところも見受けられます。

これは、それぞれ班で決めることですので、とやかくということではないんですけども、やはり、全員がいろんな役割を分担しながら、そして、例えば質疑応答のときに、偏ったというか、その知識が、7人の知識を結集してですね、その質問をしていただいた方に的確な答弁ができるように、7人それぞれ得意分野があったり、知識のある方また地域によってその件についてはよく御存じの方、いろいろあるかと思しますので、やはりそれが議員力につながったり、また、質問者に対して適切な回答ができることにもつながるのではないかと思いますので、そこら辺はまた班の皆さんとも考えていただきながら、私のところ、第3班は、班長とも相談して、また班全員で、皆で役割分担を、みんなが1会場ずつ

変えながらやっていこうということで、今ちょうど吉井委員、退席されましたけども、そういう形でして来ていただきました。

やはりそういうのが好ましいのではないかなというふうに思いますので、例えば報告会の中で一言もしゃべる機会がなかったとかですね、何かそれだと、お客さんというわけではないですけども、何かこう、参加した形になりづらいのではないかなというふうに思いますので、その辺はまた班のほうでも、御一考いただくような形にさせていただいてはどうかというふうに感じました。

◎工村一三委員長

ありがとうございます。

上田委員。

○上田修一委員

吉岡委員の反論をするわけではないんですけど、うちの班としては、4回ある、4回を1サイクルで回すということで、4回を回せば全部こう変わっていくということでございますので、そういう形でさせてもらってますので、1回、一日目、二日目、三日目というような形をですね、やっぱり報告者は相当勉強されてそれを報告するんで、3回ともやったほうが良いということで、うちの班としては論議をされております。

◎工村一三委員長

ありがとうございます。

各班で報告会のあり方については、今後、第5回に向けまして御協議をお願いしたいというふうに思います。

それで、次ですけど、これ、報告書を1班から4班まで出していただきました。少し細かいことなんですけど、今後、これはホームページに載せますので、例えば、先ほど吉井議員からありましたように、班の名前が抜けとる。ですから、例えば、この1班に沿って

やるのか、2班に沿ってやるのかということなんですけど、例にとって悪いんですけど、例えば、4班のところには開催日時のところ曜日がなく、開催場所の表示が4班は真ん中に打たれとるのを、1班、2班、3班は左端に寄せてあるのが、真ん中に寄つとるとか、人数も、真ん中を中心に書かれておるところがあるとか、いろいろこれ、ばらつきがある。

それで、Q&Aの間が、QとAの答を出してから1ランクあけていただいているところもあれば、続けてあるところもあるというふうに、細かいところで微調整が必要じゃないかと思しますので、この辺、例えば、1番裏の最後のところに、議長に宛てて出しとるんですけど、班長が出しとる場所もあれば記録者の名前で議長に出しておるというところもございしますので、この辺、少し統一したほうがいいと思うんですけど、この辺どうでしょうかね。具体的に一つずつ決めていきましょうか。

今度、会津へ行きますけど、会津はカチツとした統一の内容になっておりますので、各班によって、今回、非常にこれありがたいことに、様式を統一していただきまして、見やすくはなりましたんですけど、微調整のところがありますので、その辺はちょっと。

まず、1番上の班のところは、必ず第何班議会報告会実施報告書というふうに記入していただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

よろしいでしょうか。異議なしと。

それと、開催日時は、ほとんどが真ん中のところへ入れていただいております。これならこれでよしとして、曜日を必ず入れていただきたいと、これもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

はい、それから開催場所についても真ん中ということで、ほとんどの方が真ん中ですので、真ん中に入れていただくということでお願いします。

それから、参加者数もほとんどのところが真ん中ということで、3班が左上になっていますので、これも真ん中へお願いしたいというふうに思います。

それから、実施内容のところなんですけど、すぐに質疑応答、参加者からの意見概要という内容で入っていらっしゃるのが二班。あとの二班が、司会者開会挨拶、議員挨拶とか班長挨拶とか各議員紹介、誰々報告というふうな、実施内容の頭に、実際やられたことを書かれているというところと、もうすぐに、その次の、質疑応答、参加者からの意見概要というふうに書かれているところが2カ所ございますけど、これ、どちらをとらせていただいたほうがよろしいでしょうか。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

議会報告会の実施報告書ということですので、質疑応答だけではなく、誰が挨拶して、報告するというのを2班、4班のタイプの形に整えたほうがいいのではないかなと思います。

◎工村一三委員長

ということは、式次第に沿って一応入れていただいたらという考え方でよろしいですね。どうでしょうか、それで統一していただいて。よろしいですか、お願いします。

それと、Q&Aのあとに、次の質問のところに1行ずつあけていただいているところと、詰めているところがございます。3班がつないでいますね。この辺はどうでしょう、一つあけておいていただけますか。統一をお願いします。

私の気がついたところだけで、申しわけございません。

それから、後ろのほうのまとめのところなんですけど、まず4班のを見てください。班

長まとめ挨拶、閉会と入れてあるところと、もうなんもなしに終わっているところがござ
います。この辺についてはどうさせていただきますでしょう。

閉会の挨拶というところもございます。要望事項だけまとめていただいているところも
あります。まず、挨拶。これもう、閉会の挨拶だけでいいか。閉会の挨拶ということで入
れておいてください。

要望につきましては、最後のほうへまとめて入れていただいているところが3班になり
ますけど。どうしましょうか、これ。

吉井委員。

○吉井詩子委員

参加者からの意見というのもありましたので。質疑応答だけでなくて。

◎工村一三委員長

あれば、これを入れていただくということで。

○吉井詩子委員

要望がまずかったら、意見ということで。

◎工村一三委員長

そうですね。意見あるいは要望を最後のところに入れていただくということで統一をお
願いします。

それから、小山議長に提出していただく、班のあとのお名前ですけど、まあ班長の名前
で出していただくということで統一をお願いしたいと思いますけど、よろしいでしょうか。

以上、ちょっと気がついたところを言わせていただいたんですけど、それ以外のところ
で統一するような内容がございましたら、発言をお願いしたいというふうに思います。

いかがでしょうか。

また気がついたら、次回のときでもお話ししていただければと思います。

上田委員。

○上田修一委員

1点、これホームページに載せると、問い合わせとかその辺のところはどういう対応をとるの。例えば、これのホームページに来たときに、どういう形で、一旦、そこでアクションをとって、それで聞かせてもらいますという話になるんですか。

◎工村一三委員長

伊藤係長。

●伊藤議事係長

ホームページを見られた市民からの対応なんですけれども、その内容にもよりますが、まず委員長、副委員長さんに相談させていただきまして、回答する分につきまして事務局から回答したりということもあります。

◎工村一三委員長

上田委員。

○上田修一委員

その対応をお願いします。

◎工村一三委員長

では、ひとつよろしくをお願いします。

そうしたら、これの、今出していただいておりますので、先ほど、統一した内容を確認させていただきました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時30分

◎工村一三委員長

休憩を解き、再開いたします。

それで、先ほどの続きなんですけど、開催日時のところ、班のところ、それから参加者のところ等、今、統一の内容について確認していただきました。これをこのままホームページへ載せますので、申しわけないですけど6月23日までに、統一した内容に書きかえていただきまして、事務局のほうへ提出していただきたいと。もう、いじるだけですので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。元を持ってらっしゃいましたら、よろしくお願ひします。

上田委員。

○上田修一委員

ここで統一した形はいいんですけど、これ、実際問題、書記をしとる人たちのUSBはその人が持つておるので、その人に逆に連絡をして、そこで、せないかんの。

◎工村一三委員長

よろしくお願ひします。

23日までですので、まだ日にちございますので、ひとつよろしくお願ひします。

せつかくホームページへ載せますので、また市民の方から御意見をいただくと、せつかくここまで詰めてもらつといて、皆ばらばらやんかと言われるのもちよつとつらいですので、23日までに再度提出を。

一日も早くホームページへ載せてくれということですので、1班と2班の方、必ず、よ

ろしくお願いしたいと思います。

次に移ります。

傍聴者の上村さん、報告会について全体的にもし御意見、感じたことがありましたら、御発言を。よろしいですか。

それでは、今回の報告会の結果につきましては、先ほど班長さんから御報告いただきました。また、資料1-1、議会報告会の成果及び課題についてということで、ちょっと事務局でまとめていただきましたので、次回に向けて内容を吟味していただきまして、また、前回の会議で、うちの意見も、この委員会の中でいろいろ出していただきましたので、これらを参考にしまして、次回の第5回議会報告会に向けて、各班で課題等を整理していただき、準備をお願いしたいと思います。

特に御発言がなければ、報告会についてはこれで終わりたいと思いますけど。

上田委員。

○上田修一委員

自由記入のまとめも出されてますんですけど、これに対する回答というか、その辺はまあ、意見やで聞いてきたんやけど、どういう対応をさせてもらったらいいんでしょうか。

わかったものは、これに追加しておくということは、しなくていいんですか。

◎工村一三委員長

どうでしょうか、ほかの委員さん。

自由記入欄のところに書いていただいた内容を、この実施報告書に入れるかどうかということなんですけど、今回からですか。

○上田修一委員

必要ないんでしょうかと聞いておるんです、皆さん方に。

◎工村一三委員長

いかがでしょうか。

上田委員。

○上田修一委員

ちょっと気になったのは、中村会館の、「小山議員の言葉はぜひ」と、こういうことを、市民が書いておるにしても、この辺は書くべき言葉かなというふうに思うんですけど。

◎工村一三委員長

これはあれでしょう、今、これに載せるのではなしに、自分らの控えとして、今持っておるやつだと。

○上田修一委員

これは載せないのか。

◎工村一三委員長

係長。

●伊藤議事係長

ホームページへということだと、アンケートの結果とあわせまして、ホームページで公開する予定でございます。

◎工村一三委員長

これは、書かれてきた内容を全部書いていただいたというふうに解釈してよろしいですね。そうですね。

暫時休憩します。

休憩 午前10時35分

再開 午後10時42分

◎工村一三委員長

休憩を解いて再開いたします。

議会報告会については、この程度で終わります。

【2 具体的検討項目について】

◎工村一三委員長

次に、事項書の2の「具体的検討項目について」を議題といたします。

前回の会議では、皆さんから御提案をいただきました事項について、どのように協議を進めていくかということで、まず、AまたはCに分類したものから協議していくということになりました。資料2に、AまたはCをつけた事項をまとめましたので、この表にあげました順番で進めていきたいと思っております。

それでは、1番目の「一般質問・議案質疑の発言調整について」から、御協議を願いたいと思っております。

提案された方から、簡単に趣旨の説明をお願いいたします。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

1番ということで、一般質問・議案質疑の発言の調整ということで、議会運営に関するということ、ふっていただいておりますけれども、現在は、基本的には通告順ということになっております。前回の会議を見ておまして、病院長等ですね、特別に出席をしていただくような方等については、複数の日に分かれて、もし質疑があったり、また、もし、今回例えばですけれども、選挙権に絡んで選挙管理委員会の委員長に出ていただくような案件が、例えば複数日にまたがって、その会議が実施されるようなことがあれば、できれば集中にして、その人の、例えば、最初に出された方の次に、その方をもってくるとか、

そういった調整をしながら、集中審議をする、まあ目的としては集中審議をすること、そしてまた出席される方のお手間も省略化できるんじゃないかということで、基本的には議会運営委員会で、その辺を諮っていただくような形でお願いできればというふうに思いますが、そのように提案させていただいたところです。

◎工村一三委員長

はい、ありがとうございます。

一つは、例えば病院事業管理者が、ずっとおるのもなんじゃないかというふうなことで、集中審議という話、それから、議論の重複防止についてもお話がございました。

それで、今までも病院長に関しましては、緊急の場合は欠席されておるという場合もあります。議論の重複についても一応、議長のほうで采配をふるっていただいております。この辺も含めて、また、集中審議する場合、例えば、1人が三つも四つも質問されるというところの調整をどうするかとか、問題があると思いますので、その辺について、ちょっといろいろ御意見をいただきたいというふうに思います。

どうでしょうか。

非常に、難しいような内容のことです。発言順を調整するという形になっていくと思いますので。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

補足でもうひとつ言わせていただきますけども、以前、海上アクセスの件でずっと続いて議論がされた時期がありました。その時期も、当然ほかの質疑、質問も真ん中に挟みながら、そしてまた、次の方がまた海上アクセス、それで違う質問があって、また海上アクセス、そういう時期もこれまで伊勢市議会の中では経験をしてきました。やはりそのときにも、一部思っていたんですけども、やはりそういう場合は議運の中で、当然通告の順番ですからというふうなことになるのかもしれませんが、やはりそこには一定の、やわらか

さというか柔軟性をもって対応できるようにしておいて、あとは議会運営委員会の中で決めていただければいいかと思いますので、そこら辺をもう少し、やわらかめにするという形でやってはどうかというふうな提案ですので、少し補足をさせていただきます。

◎工村一三委員長

上田委員。

○上田修一委員

先ほど吉岡委員が言われたように、いろんな形で伊勢市議会は行っておるということがあるんですけど、やっぱり、集中審議というのは、本当に、ダブらない項目とか、その関連性とか、わかりやすいんで、質疑も集中するのかなと思うので、その辺の旨を議会運営委員会としては、通例、早く出した順というふうに決まっているので、その辺のところをですね、議長を通して議会運営委員会とのあれを、ちょっと一度、この委員会として提案してもらったらどうですかと思いますけど。

◎工村一三委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

この問題については前回にも議論で、大きく二つの対立する意見があったのではないかなと思うんですけども、一つは、病院長であってもやはり市の幹部なんだから、やっぱり全ての議論を聞いておいてもらいたいというような意見がある一方で、やはり忙しいから集中したほうがいいのではないかなという、そういったものがあったと思うんですけども、これもなかなか難しい問題だと思うんですね。

順序を調整するということについても、その基準がある程度、例えば院長の場合はこうだと。あるいは、ほかの部長の場合ですと、また別の問題があると思いますから、その辺

については、原則について、ものすごく難しいと思うんです。どのように決めるのかというのですね。

だから、ここでは、この特別委員会としては、こういう、調整することも必要なのではないかというような提案をするにとどめて、あとは議運なりのところで議論をしていっていただくのがいいのかなと思うんですけども。

◎工村一三委員長

まあ、複数出てきた場合、例えば3項目ぐらい質問をするというとき、これ分割せないかんとなってくるわけですよ、集中審議の場合は。

それと、持ち時間60分ですので、例えば、三つの中で二つだけは別の日にさせていただいて、これだけは集中審議になりますので初日にやります。それなら、この時間を、この人、三つで60分ですけど、どうしますかというふうなことにもなってくる可能性もあると思いますので、その辺はどういうふうに、皆さんお考えになられていますか。

一番、その辺が難しいと思いますので。

上田委員。

○上田修一委員

その方の、例えば病院、教育、福祉と三つ出たときに、その方は1時間でその三つをやるにしても、その次の人も、三日目に病院があるのを初日の病院とひっつけるという意味だというふうに理解しとるんやけど、そういう理解じゃないんですか。

◎工村一三委員長

そういう理解です。

○上田修一委員

先ほど言われたように、この三つがあって、この三つを、一つは病院やで、この20分、

持ち時間を持って、20分で終わる。それで、次の人が、その次の1時間をまた、次の人が病院に入るといった意味合いをさっき言われておるので、そういう意味か、どっちなんですか。

◎工村一三委員長

そういう意味です。

例えば、私が一般質問をします。そうすると、先ほど言われましたように、教育、福祉、病院と、この件で質問をしたいんですということで、事務局のほうへ提出するわけですね。

そうすると、ほかの議員さんから、病院だけが出てきておったと、病院だけが。そうしますと、私の場合、これで60分なんですわ、持ち時間が。これだけを、病院を初日に、2人、3人出てきたから病院を初日にしますよということで、集中審議で病院を一日目にやって、これはもう順番から言うと二日目ですよということになった場合、ここの60分を、この人が、例えばやり過ぎて、私が20分かかったということで、あと40分残ってますよねということで、これは違う日へもっていきますよと。そういうことが起こりうるんじゃないかなと。

上田委員。

○上田修一委員

吉岡委員の、こういう出している発想は、集中審議というのは、要するに1人の担当の人が、三日もばらかないで、一日で、集中で、そのことを論議する形でしなさいという形に言われておるのではないかと思うのですけども、違うのですか。

◎工村一三委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

上田委員のおっしゃったとおりで、1人の持ち時間、1時間というのは、それは崩さないままで、例えば初日と最終日と分かれていたようなものが、同じ日に、例えば初日に出された方の次に、その人の質問を持ってくるとか、そういう形を考えておりますので、それを20分とか分割してということではありません。上田委員のおっしゃられたとおりの形に統一してはということで、提案しているところです。

◎工村一三委員長

副委員長。

○野崎隆太副委員長

少し、委員長の御意見を補足させていただきますと、本来的な集中審議という形であれば、病院、病院、病院と続くのが正しい姿でございます。その時に例えば、病院、選挙管理委員会、それから上下水道と、例えば1の方が質問をしてですね、次の方が選挙管理委員会、環境、教育、まあなんでもいいんですけども、という形で質問をしたときに、例えば質問書を見たときに、じゃあ集中審議の順番をどうやって並べるかといったときに、じゃあ病院を優先するために、病院だけ集中して教育はばらばらになるけど、それでいいのかとか、同じように、選挙管理委員会はばらばらにしてしまっ、一日目と三日目やけどまあいいかというふうな形にしてしまうのは、正直、並列というような考え方からすれば、おかしいと思います。なので、各課に序列をつけてあるのであれば、病院を1番にするから病院だけは集中しておいて、残りはばらばらで仕方ないっていうような考え方も当然できるんですけど、決して現状はそうではございませんので、集中審議をしようとしたときに、じゃあ、どれに優先権を与えて、どういう序列をつけるかという議論の中で、集中審議であれば、ばらすということも含めて考慮する必要があるのではないかなというように課題を委員長が、今、提案をしていただいたということで御理解をいただければと思います。

◎工村一三委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

そういった野崎委員の意見もわかるのですが、やはり一般質問というのは議員のオリジナリティーが発揮されなければならないものであって、議員というのは、やはり施策全般を見るものですので、例えば病院という中でも、かつてここでも中心市街地のことと一緒にまぜて議論された方もおれば、教育とまぜて考える方もあるし、いろんなことをつなぎ合わせて考えるというのも議員のひとつの役割であるので、やっぱり議員まで縦割りの、そういう発想に立ってはならないと思いますので、それは、一般質問はその議員に任せるというのが基本だと思います。その上で、重なることがあれば、それは議員の良識として、これは前日の誰々議員と同じ内容であるのでということで、引くところは引くとか、そういうことは配慮しなければならないし、それとあと、集中審議というのは、例えば海上アクセスのことを例に出されましたが、そういうふうなときは、やはり臨機応変にやっていくということは、それは必要なことではないのかなというふうに思いますので、楠木委員もおっしゃったように、この委員会として、そういう提案をしていく、議運でということと提案してというので、とどめればどうかなというふうに考えます。

◎工村一三委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

集中審議がちょっとあまりにも先に来ているような気がしますけども、やはり、まあ発言の順序ということで提案をさせていただいているので、例えば私が病院について話をした、また、例えば吉井委員が違う日にまたがって、提出の、発言の通告の順位が後だった

ので、日がとんで、日をまたいでというふうな形になってくるとですね、やはり発言の内容も薄れてしまうというか、濃くならないところもあるのではないかなというふうに思いますので、そういうところ辺で、一般質問、議案質疑の1時間という単位は、その方の単位は、それは崩さずに、その次の質問者という形に持ってきてはどうかというふうな提案ですので、分割して集中審議をしてというところまでの意見ではないので、そこら辺を調整してはどうかという提案をさせていただいています。

◎工村一三委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

集中審議という言い方がなんか、ちょっと誤解があるような感じがするんですね。

だから、その出席していただく病院長なり、あるいは教育委員会なり、あるいは部長なり、そういうようなところを、できれば同じ日に、ある日の午前中とか午後とかですね、まとめられればというような話だと思いますので、それ以上のあれではないと思います。

先ほど、吉井委員もおっしゃったように、やはり質問の組み立て方というのは、それぞれ議員の個性が出てきますので。

時間配分も必ずしも決まっているわけでもないですから。その時の状況によって、特定のテーマがずっと長引くこともありますし、だから、そこら辺も議員の采配の問題ですので、そこまで立ち入るのはどうかと思うんですね。

◎工村一三委員長

どうでしょうか。

議長。

○小山 敏議長

吉岡議員の提案理由の趣旨はですね、例えば病院問題で、三日間にわたって病院問題やったら院長が三日間来なければいけないのを、一日目に全部やっちゃったら二日目、三日目は出なくてもいいのではないかということですよ。

これ、僕の解釈なんですけど、これは事業管理者に出席要請しとるわけですよ。それで、たまたま今は病院長が事業管理者なので、事業管理者と病院長が別々であれば病院長は出て来なくて事業管理者だけでいいんですが、今現在、病院長が事業管理者ですので、質問がなくても、これは出てこなきゃいけないのかなというふうに私は思っておるのですね。

ですから、ただ、同じテーマでまとめてやることは、わかりやすいかなという気がしますが、目的が、まとめてやることによって二日目、三日目は出て来なくてもよくなるというのは、ちょっと、それはどうかなという気はするんですけど。

◎工村一三委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

先ほども例に出しましたけれども、病院だけでなく、例えば選挙管理委員会とか農業委員会の会長とかですね、いろいろのそういう立場で出席をしていただいている方もありますけども、やはり、間を置いてまたもう1回また誰々さんの質問を受けるとかですね、やっぱりそれよりは、答える側も、続いて質問を受けて、質問に答えたほうが適切な答弁ができるのではないかなとも思いますし。

まあ、前回の一般質問で、初日と三日目に病院の議論があったわけですけども、やはりその重複する部分も、そこで、ある程度整理もされるのではないかと思いますし、その前に、ひとつ前に質問された、すぐもうそのネタについて、さっきこれ言われたけれども、僕、次これ質問しようとかですね、違う角度でそのホットな議論もできるのではないかというふうに感じるころもあるもんですから、現状よりは、そういう形をとったほうが、まあ、やわらかくしていただいて、議会運営委員会の中で判断をしていただいて、通告順

でなければいけないというところ辺を少し見直してはどうかなという提案ですので、あとは議会運営委員会の中で議論していただくような形をとってはどうかと思いますので、その提案をさせていただきます。

◎工村一三委員長

上田委員。

○上田修一委員

吉岡委員の、そういうことはわからんでもないんですけど、逆に一日目で、ある方が、病院なら病院の質問をされて、そのことを受けて、三日目に出しといて、そのことの裏返しの、その答弁のそういうことをするっていう議員さんの手法もあろうと思うんさ。

ひっつけてしまうと、ちょっといかんので、その一日目のやつを聞いて、三日目にして、そういうものを再度、今度は違う形、違う角度で、病院なら病院をせめていく、自分の手法のやり方という方策も考える人もおると思うんさな。

そやから、ひっつけていくということで、いかんという人もおると思うんで、その辺のところはやっぱり、こちらから、どれがいい、これがいかんというのではなくて、そういう方策もひとつ考慮していただきたいということは、提案してもいいですけども、あくまでも、ひっつけることがベターだということではない人もおるということだけ、私は考えております。

◎工村一三委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

そういう方もみえるかもわかりませんが、会派の中で一度議論していただいて、次回、その辺、決めていただけたらと思いますので、一度、皆さん会派へ持ち帰っていただいて、

どちらのほうがベターかなということも考えていただけたらというふうに思います。

◎工村一三委員長

ありがとうございます。

出席、欠席の話もありますけども、管理者はどうしても出て来ないかんとか、いろいろ今までの経過もあると思いますので、その辺も含めて、次回また、もう少し会派へ持ち帰って聞いていただいて、次回の時にもう一度この件に関しましては行いたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

10分間休憩します。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時14分

◎工村一三委員長

休憩を解いて再開いたします。

それでは、先ほど議論していただきました、「一般質問・議案質疑の発言調整について」は、各会派へ持ち帰っていただきまして、慎重に協議を行っていただきまして、また次回、話し合うということでもよろしくお願いします。協議するというのもよろしくお願いします。

それでは、2番目の「会議への携帯・スマホ・タブレット等の持ち込みについて」を議題といたします。

この件につきまして、提案者から簡単に提案説明をお願いしたいと思います。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

このタブレット等については、先日は鳥羽市議会へいろいろ研修に行かせていただいたりということもございましたけども、今のところ、携帯電話、あとスマートフォン、タブレット、まあ基準がないということで、その基準をつくってはどうかということなんです

けども、それができるまでは一旦、持ち込みを禁止にして、基本的にスマートフォンで何をしてんのかなと思われぬように、そしてまた、何かメールをしたりとか、そういうこともできないように、また必要以上というか、インターネットに接続をして何してんのかなというふうなことになるようにしておくべきではないかということで、まずは、基準をつくるまでは一旦、持ち込みを禁止にしてはどうかと。

また、会議中に時折、携帯電話がブーブーと鳴ったり、音が鳴ったりということもございますので、やはり、そこら辺はちゃんとしておくべきではないかというふうに思いますので、一度、議論していただきたいということであげさせていただきました。

書いてあるとおり、検討の内容、方向については、基準がない、基準が決まるまでは持ち込みを禁止にしてはどうかということで提案をさせていただくところです。

◎工村一三委員長

はい、ありがとうございます。

Bの項目でIT化と、先ほど、吉岡委員からもお話がございましたように、鳥羽市役所で勉強させていただきましたIT化につきましての協議はB項目でございますけど、一応、IT化を今回、この内容につきましては切り離して御協議を願いたいと思います。

まず、電源を切って持っていくのか、あるいはもう完全に持っていないのか、あるいは、現状のままでいくのかということについて御協議を願いたいと思います。

それから、もし、決定していただいて、もう持っていないというふうなことになるましたら、次の中身について、どういう会議にするのかとか、対象はどれにするのかとか、ということでお話しをしていっていただきたいというふうに思いますので、まず持ち込みについてどうかと。電源を切って持ち込むのか、あるいはバイブにして持ち込むのか、全く持ち込まないのかということに関しまして、まず議論をお願いしたいと思います。

どなたか、御発言がございましたらよろしくお願いします。

上田委員。

○上田修一委員

まあ、持ち込まない、持ち込む、どうするんだという話の形は端的に出せると思うけど、やっぱりこれからIT化をしていき、ペーパーレス化をしようとするのを提案しとるのであれば、いつまでには、そのことを決めて、それで、それまでは持ち込まない。それで、それ以降は、こういう手段で持ち込む基準をつくるとか、そういうことをしないと、ただ単にポンと、持ち込まない、電源切りますという話では私はいかんと思うし、その辺のところをここで、どれぐらいのあれでIT化をここにしようとするれば、この辺までは何が必要かというのを論議をして、このものを、スマホ、タブレットの持ち込みというのを決めていかんといかんのかなと思っておりますので、その辺のところは論議いただきたいなと思います。

◎工村一三委員長

まず、その件に関しまして。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

電話だとかメールだとか、そういったものは論外といいますかね、そもそも僕は持ち込むことはおかしいと思うんだけど、ただ、このスマホやタブレットに関しては、そこに資料を取り込んでおったりとか、そうしている方もいらっしゃるから、今、上田委員が言われたように、いつからそれを持ち込めるようにするのかみたいなことも含めて検討していかなくちゃいけないと思います。

◎工村一三委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

私も、その基準を早く決めて、それまでは持ち込まないというのは、もう常識だと思うんですが、確かに、質問しとるときにブーブー鳴ったことがありますので。電源を切って持ち込むのも全然意味がないと思いますし、基準を早く決めるべきだと思います。

◎工村一三委員長

副委員長。

○野崎隆太副委員長

皆さん、今おっしゃってもらったのに非常に私も近い意見というところであれですけども、早く、逆に持ち込みの基準を決めて運用していけばいいんじゃないかなと思っておるしだいなんですけども、ひとつ思うところといいますか、基本的にルールを決める会議ですので、持ち込みを禁止するにあたって、なぜするのかというのが僕は大切かなと思うんです。

少しその、御提案の中では一例として挙げていただきましたけど、何をしているのかという疑念という話であれば、説明ができれば持ち込んでもいいのかと言われたら、正直、反論の余地がないと僕は思っていますし、仕事で使う、僕らはあくまで一市議会議員であります、当然、社会人という、仕事としてやっている部分ももちろんございます。

仕事の道具を持ち込むにあたって、禁止される意味がわからないと言われたら、それに対してやはり反論する必要がある、僕は、禁止にする側としてはあると思っております。

また、それが議会の品位を重んじる、また議論の場所であるから持ち込みを禁止するんだというのであれば、当然、我々議員だけでなく、傍聴者それから当局に対しても議会の中への携帯の持ち込みは禁止ということで通達を行う必要がある僕はあると思っております。

なので、その中で、例えば議員に対してですね、もしくは議会のルールとして、こうこうであるから禁止をするんだというのであれば、やはり明確な、正直言うと、もうちょっと理由が僕は必要かなと思っております。

当然、持ち込み禁止、電源を切っておく、これに関しては別にありかなと思いますけども、現状では少しちょっと、理由と、議会全体でどうしていくのか。当然、さっき言った

当局と傍聴者に対しても同じような措置をとるべきではないかというような課題が残っているのではないかなということだけは、ひとつ言わせてもらって御意見とさせていただきます。

◎工村一三委員長

わかりました。皆さんから、いろんな意見をいただきました。

まずはIT化に関して、いつごろからするのかというめどをつけてから、この話をしなければならぬということが一つ提案されました。

それから、なぜ携帯電話あるいはタブレットの持ち込みを禁止するのかという理由づけというのが非常に重要ではないかと。もちろん、傍聴者、当局側にも同じ立場で持ち込みを禁止という話をする以上、理由が必要だという二つの意見が出ました。

それで、今、まず一つはB項目にのっておりますIT化について、どうしてもこれ、やらなりましたので、Aにあげて早急に検討するかどうかということなんですけど、この件に関してはどうでしょうか。

上田委員。

○上田修一委員

やっぱりIT化をするというと、議会のほうから、また当局に対して予算的なそういう意図も出てくる。だから、その予算編成のひとつのからみの中で、そこまでいくのであればその時期があるし、その時期を絡めて、うちとして、形としてはこれぐらいのときに、これをしたいんだから、この辺の予算組みのことも論議をしようやないかという、こういう仕組み立てがやっぱり要るので、その辺のところをやっぱり、逆に考えていくということで、IT化の中で、議会改革としては、こういうふうなところに持っていきたいと。実現するかどうかわからんけど、この辺へ持ってきたいと。それで、この辺に、そういうことがあるというのであればAにせないかんし、そやけど、そんな遠く先の考え方であれば、IT化は、当面の課題から進めたらどうかなというふうに思ってます。

◎工村一三委員長

その辺について、どうでしょうか。

もう、IT化はもう少し様子を見るということになってきますと、先ほどの話とちょっと違ってきますので。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

やはりIT化を進めるにしても、要は資料がそういう形でペーパーレスになっていくのかとか、そういうところ辺も含めて議論していかなければならないと思いますけども、やはり現状としては、いわゆるスマートフォンでインターネット検索をしておるとか、メール配信をしておるとか、もしそういうことがあれば余り不適切だと思いますので、やはり、そういう行為を行わないことというのをまずは禁じることも一つではないかというふうに思います。

時折、私も漢字がわからなくて携帯電話で漢字を検索したりとか、今まで実際したこととはあったんですけども、やはりそれも、もし傍聴席から、またアイティービーで中継されておる中の録画等でも、吉岡さんメールしとったらあかんよと、もし、そのように受け取られる場面もなきにしもあらずですので、やはりそれはイメージ的にもよくないところだと思いますので、基本的にはやっぱりそこら辺を一旦は、まずはそこを切断してですね、IT化はIT化で資料の確認等を行うことができる、またインターネットは接続してはならないとか、いろいろな一定なルールもつくりながらIT化の準備をしていけばいいと思いますので、決してIT化に否定的ではありません。進めたいというふうに思います。

まずは現状のルールをしっかりと決めたいということで、お願いしたいというふうに思います。

◎工村一三委員長

どうでしょうか、そういうふうな方向で。

私も以前、議会のときに、アイティービーを見とった方から、携帯電話をいろとるということで、事務局のほうに文句を言われたこともあります、実際に。

現在、タブレットを持ち込まれて、議会のほうで、本会議でやられとる方はいらっしゃいますか。ちょっと、私は気がつかへんのやけど。

いないですね。

できたら、この提案をよしとして、私も思っておりますんですけど、このIT化が長引くような気がしますので、とりあえず議会改革としては、今後IT化を早急に進めたいという考え方の中で、当面の間はシャットアウトというふうなことを考えていきたいと思っておりますけど、その辺についてどうでしょうか。

上田委員。

○上田修一委員

委員長の話はわかるんやけど、やっぱり少なくとも、これを論議していく中で、延ばし延ばしというのは、やっぱりいかんと。目的、目標を持って、そこにやっぱり現実性を求めていかんと、この4年間の、うちの議会の中である仕事をやっぱり、じゃあ次に送るのかという話になってしまうわけやで、うちとしてはこういう結論を出して終わったということをやったりすべきやと思うんで、やっぱりある程度の一定の目標線はの中で、いつぐらいまでにIT化をするということを決めてから、そのうえで集中論議をするということが、私は必要やないかと。ずうっとこれを延ばしていくというのがいいことではないと、私は思っています。

◎工村一三委員長

ありがとうございます。上田さんの意見も尊重していきたいと思えます。

この12月の、あるいは来年の3月の予算の時期までに結論が出せるかということが、上田さんの回答に、こたえるべき内容だと思えますんですけども、来年の予算に反映するの

か、あるいは再来年の予算に反映するのか、それぐらいのめどだけは一応たてていきたいと思います。大体、10月、11月ぐらいには予算編成がほぼ出てきますので、もう今からですと、ちょっと来年度の予算、非常に難しいなというふうな気はしますんですけど、その辺どうでしょうか。

事務局、もし、時期的な問題がございましたら発言をお願いしたいと思います。

次長。

●杉原議会事務局次長

I T化のその議論の中身がわかりませんので、タブレットをどのように使うかとか、鳥羽市さんのようにモニターを議場に設置するか、そういった議論をしていただいたうえでないと、例えば、本庁舎ですと改修が控えていますのでその辺をどうするかとか、W i - F i をするのにどうするかというような議論があると思います。その辺をちょっと詰めていただいてから、その予算のことは考えさせていただきたいと思います。今の時点で、何年度予算というのはちょっと申し上げにくいです。

◎工村一三委員長

上田委員。

○上田修一委員

改修で議場も動くということできておるんで、本当にこの任期中に結論をとというのは難しいと思うんですけど、改修を機会にそういう I T化をするということをやっぱりしてほしい。新しい議場になったら、少なくともそういうものは取り込んだ議場だということを改修の中で入れていっていただくということで、うちとしては、どのところまで入れてもらえるかというのは非常に難しいと思うけど、やっぱり少なくとも最低限これぐらいのところは、議場が改修されたら、I T化を一步でも進めてもらうというような基礎をつくってほしいということを提案したいと思います。

◎工村一三委員長

ありがとうございます。

本当に、次に新しい議場ができたときには、すばらしい議場になるようにしてもらいたいというふうに思います。

この件に関しましては、また来年ぐらいも、非常に議論していかないかんとしますので、できるだけこのA、Cが終わった時点で、すぐぐらいにIT化についての話し合いをこの議会改革でもっていくということで。

次長。

●杉原議会事務局次長

議場の改修の話なんですけども、今後、各派代表者会議で御報告させていただいて、議会の皆様の意見を聞きながら、改修後の議会中継とかも含めまして意見を伺いたいと思いますので、またその折には議会改革特別委員会で御意見をいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎工村一三委員長

今、次長からお話がありましたように、各派で話が出るということですので、それを踏まえまして、議長のほうから指示をいただきまして、話し合いをもっていきたいということで、この件に関してはそうしたいと思います。

それで、IT化の話は庁舎改修もあわせてということですので、まだ日にちが少しかかると思います。今の件に関しまして、吉岡委員の提案に関しまして、持ち込まないというふうな方向で進めさせていただいて、いかがでしょうか。

吉井委員。

○吉井詩子委員

持ち込むことに関してのルールづくりということで、野崎副委員長からもあったと思うのですが、やはり傍聴者とか、いろいろ細かい点もあると思います。傍聴者がやっぱりそんな預けるのいややと思うんですね、こう事務局とかに。

それと、先ほどの議論もありましたが、病院の院長、事業管理者やで議会に集中すべきなんかもわかりませんが、やはり院長先生で内科医でもいらっしゃるのというようなこととか、そんなのもちょっと両輪を考えないといけないのかなというふうには思います。

◎工村一三委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

私が申し上げたいのは、基本的には議員に対してということですので、傍聴席で別にインターネットで傍聴者がやっておるのも、まあ携帯電話が鳴るのはちょっと失礼ですけども、やはりそれはそこまで制限する必要はないのかな。記者席で記者がそれをいろいろいじっているのも、それは制限する必要はないのかなというふうに思います。

私が申し上げているのは、議員に対してのということですので、会議の途中に、どうしてもスマートフォンが必要ですか。インターネット検索が必要ですか。携帯電話を持っていなければダメですか。1時間に1回、休憩をとるわけですから、そのときに連絡していただければいかがですか。どうしても緊急の場合は事務局へ連絡していただければいかがですかというルールも当然あると、ほかの措置もできようかと思っておりますので、インターネットで何か検索しとる、動画を見とるのと違うやろかとかですね、例えばですけども、そんなふうにとられてもいやですので、一旦は持ち込み等禁止ということでしたらいただければという提案です。

◎工村一三委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

吉岡委員が言われたように、確かにこの問題は、議員の問題だと思いますので、やはり会議中は職務に専念するというので、もちろん先ほど社会的なこともあると言われましたけれども、これはやはり今言われたように、1時間ごとに着信などをチェックすればいいわけで、自室に帰ってですね。だからやはり議場あるいは、こういう委員会室に持ち込むのは問題だろうと思います。

それ以外の方々に関しては、これは傍聴者でも、これ常識の範囲内で対応していただければいいのではないかというふうに思うんですけど。

◎工村一三委員長

副委員長。

○野崎隆太副委員長

先ほど申しあげましたのは、要は何のために禁止をするのかという明確な理由づけもなく、ただ単に格好が悪いからとか、見た目が悪いからとか、こうこうこういう疑念を抱かれるといけないからというようなあいまいな理由で禁止すること自体が、僕は正直言うといささか問題かなと思っております。

やっぱり、例えば先ほども申しあげましたように、今IT化の流れが進んでいるというのはなぜかという、会議の進行に、本来ならそのパソコンがあるほうがスムーズだから、民間企業に置き換えたときにはすべて導入が、会議のときにはパソコンがあるというのが基本になっている。だから議会は遅れているんだというように言われているのが現状でございます。

なので、例えば先ほどのスマートフォンに少し戻りますけども、タブレットではなしにスマートフォンに限定をしますと、例えばスケジュール帳として使っている、例えば電卓

として使っている、例えば、先ほど楠木委員からありましたように、資料はその中に入っている、それを見たいというような提案があったときに、あくまでも会議のスムーズな進行もしくは業務の上で使用をするということで申し出が出たときに、それに対して我々が禁止する理由として、見た目が格好悪いとか、それは仕事とどちらを優先するのかというところの兼ね合いだと思います。

議会の品位という形でまとめてしまうのであれば、先ほども申しましたように傍聴者に対しても、当然当局に対しても同じことを求めるべきである。先ほど病院長の話もございましたけど、同じように吉岡委員から、緊急の場合は事務局に対して連絡をしていただければそれで結構だと言われれば、それは当然病院長であっても、その他の、消防長その他いろんな方でも当然同じではないかなと僕は思っております。事務局に対して、緊急の事があれば連絡してもらえればつくというふうな形になりますんで、やはり、なぜ今IT化の議論がされてて、なぜ今、議会が遅れていると言われていたのかということも考慮したうえで、禁止をするのに決して反対なわけではないんですけども、やっぱり禁止となっている理由を聞かれたときに明確な反論ができる基準がちょっと今のままでは、ここの中の議論では出てないかなと、僕は、本当のこと言うと思っております。

◎工村一三委員長

上田委員。

○上田修一委員

例えば、病院の機器がある、いろんなこういう電子機器がある。例えば飛行機もそう。ああいうときには、使用してはいけませんというレッテルが張ってあるわけ。それは、どんな職業の人であっても、そのところは、いかんというマークがしてあるから、議会もいかんというマークをしてあるからいかんというふうに言えばいいだけで、そういう理由とかそういうのはない。ここは使ってはいけませんという理由をつくれれば、使えないようにすれば、それは自分の独自の方法でそれを使える方法すればいいだけの話で。

例えば、野崎委員が病院のそういう機器がいっぱいあって、そういうものを使ってはいけないという枠のところへ行って使うことができるかどうか。やっぱりそういう決め事であれば、何も理由はいらんと思います。

◎工村一三委員長

野崎副委員長。

○野崎隆太副委員長

今、上田委員に御説明をいただきましたけども、先ほど上田委員、御自身がおっしゃっているように、病院であれば機器があるからだめ、飛行機であれば機器があるからだめ、例えば電車の譲り合いの席の近くであれば、ペースメーカーがあるからだめと、全て理由がちゃんとあるうえで禁止のマークが貼ってあるのであって、先ほどの上田委員の説明では申しわけないですけど、何の理由もなしに張ればいいという話ではなくて、全て理由があるところを挙げていただいたうえで、禁止のマークが張ってあるという議論でしたので、少しちょっと違うかなと思います。

◎工村一三委員長

上田委員。

○上田修一委員

議員として集中をする会場であると。議会の議場がそういう会場であるということの決め事は当然理由。集中審議をする、そういうところが、ここの枠だというふうになって、極端に言うたら、あそこにぺたっと1枚そういう禁止マークが張ってあったら絶対、恐らく使おうと思っても、使ってはいけませんという場所に認定すれば使えないと思うんです。ただ、こういう決め事だけで、使ってはいかんよ、鳴ってきたらごめんなさいという話をしとるだけの段階であって、あそこに大きなマークが、禁止マークが張ってあったら、恐

らくそんな文句も必要性ないと思うんです。だからその辺のところの考え方やと思う。

◎工村一三委員長

野崎副委員長。

○野崎隆太副委員長

今、上田委員のおっしゃってもらったその言葉が、正直言うと理由だと僕は思うんですけど、要はその、議会の場所で会議に集中をするためにスマートフォンの持ち込みを禁止しようというのは理由です。ただ単に張ってあるわけではなくて。

なので、その理由であれば僕はその理由でいいと思うんです。理由があるので。

何の理由もなしに禁止にするというのは、正直言うと理解がしがたい。なんでかと聞かれたときに答えられないので、議会改革としても認めるべきじゃないと僕は思っています。

さっき言った会議に集中をするためという理由であれば、先ほども申しあげましたように、当局側にも同じことを当然お願いをするべきでありますし、傍聴者にも、傍聴しに来ておるのであれば、持ち込みは原則禁止です。電源は切っておいてくださいというのを言うのも僕は当たり前かなと思っています。

逆にその記者席の話もありましたけど、そのときも、議長に対して持ち込みの許可申請なんかをする段取りをするべきじゃないかなと思います。それがやっぱりルールづくりだと思いますので、議場の中のルールをつくって持ち込みを禁止にしようというのと、議場の中のルールをつくらずに禁止にしようというのは、これは大きな差が僕はあると思っていますので、禁止にするなら禁止にするで、ルールまたはそれに対する説明をやっぱりつけてやるべきかなと思っています。

なので、先ほど上田委員のおっしゃったとおり、議会の審議に集中するために携帯電話の持ち込みは禁止としますというような形で、議運なり各派なりで御了承をいただければ、そういう形で当局に対しても、またいろんな形でルールをきちっと決めて、何月何日から、いついつからこうしますという形で、なんなら申し合わせもしくは要覧等で決めて

しまえば、僕はいいかなと思うんですけども、いかがですか。

◎工村一三委員長

上田委員。簡単をお願いします。

○上田修一委員

野崎副委員長は論議をしとるわけでもなんでもないので、論法を述べとるだけの話やけども。

例えば、病院とか飛行機とか、だれにもそういう、いけません、いけませんという広告なしでも、あそこに行ったらだめだということがルール化がされとるわけやろ。

だから、当局やとか傍聴者とかいうのではなくて、ここはいかんという場所にすれば何も理由は要らんとと思う。説明する必要はないの。そこは、ひとつのこういうラベルが張ってあるところに、使ってはいけませんというので、説明を一々受けて、いかんからって言う話はしなくても、当然そういう該当者はそのことを守るわけや。

だから、そういうことを決めれば、守れる体制をつくれればいいだけの話で、理由なんかいらんとわしは思う。そこではいけません、その会場ではいけませんと、だめですと。会場を出ればオーケーですけどというところにすればいいだけの話で、それが、だれが来ようと、どうしようと、そこは不特定多数の方が来てもだめなんだということを、一つの指示をしておけばええだけの話ではないかなと思います。

◎工村一三委員長

ほかの方、この件に関しまして意見がございましたら。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

以前はですね、昔は携帯電話がなかった時代はそんなことを考える必要はなかったんで

すけども、今はどこでも電話をすることができますし、じゃあ議場で電話していいのかということにもなりますけども、やはりスマートフォン、どんどん時代が変わってきています。その中で、あそこで電話をしてはいけない、メールをしてはいけない、そして、必要以上にそれ以外のこともしてはいけないということが当然の理由ではないかというふうに思いますので、スマートフォン、携帯電話については持つてくる必要もないということが1番の理由ではないかというふうに思います。

やはりそれを、先ほど、いろんな方から見られてどうだという憶測も含めて、それはするべきではないという人も、それも一つの理由だと思いますので、大きなその2点ではないかというふうに思います。

◎工村一三委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

携帯電話という機能、音が鳴るとか、ブーブー震えるとか、そういう機能と、また調べたりするという、そういうタブレットのような機能と立て分けて考えていく中で、そういうタブレットのような機能というのはIT化の中のこれからの取り組みで考えていくということだと思うので、要はその、携帯の電話の機能とか、ブルブルと、とにかく人の邪魔になったり、集中の邪魔になったりするということで、その何をしとるかわからんと、疑念を抱かれないということも大事だと思うのですが、それと人に迷惑をかけないという、もうこれは常識ではないのかなというふうに思います。

それで、議員のみならいいのですが、集中しないということであれば、傍聴者や理事者はどうなんかとなったときのことがあると思いますので、やはり傍聴者や理事者の方にまで持つてくるなということが言えないという点もあると思いますので、やはり電源を切っただけというふうなことを徹底していくということで、議員としては、もう持ち込まないということでもいいと思います。

◎工村一三委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

やはり、これ、議員として職務に集中すると、そのために不必要であるということで、当然、持ち込まないということになると思うんですけども、今、吉井さんも言われた、それ以外の方々ですね、これについては常識の範囲でいいのではないかと思うんですけども、それ以上に何か規制するとかっていう問題にはならないのかなと思います。

ただ、先ほど、持ち込むことを許可を願うとか、そういったのもありましたけれども、それも含めてもいいのかなとは思いますが、まあ常識の範囲だろうと思うんですけどですね。

◎工村一三委員長

皆さん、本当に腹を割って意見をありがとうございます。皆さんの多い意見としましては、まず議員からすると。私が、皆さんの御意見を聞いて感じたのは、傍聴、当局には、一応依頼はするという形で協力してもらおうということで、できるだけ協力してくださいよと。電源を切るのは最低限ですよというふうな、一つの依頼のルールもちょっとつくってみて、どうしても持ち込みたいということになれば議長の許可を得るというふうな形をとればいいのではないかというふうに、皆さんの意見を聞いて感じました。

それで、その辺をちょっと後でまた整理をしたいと思いますので、それぐらいのルールを簡単に決めておいて、それから、この話を進めていきたいというふうに思います。

どうしても持ち込まないかん場合もあると思いますので、その辺は議長の許可さえいただいたらオーケーやというふうにしていけばいいというふうに感じます。それでよろしいでしょうか。

はい。それで、対象とする会議なんですけど、本会議、常任委員会、協議会、議運、議

会改革の会議がございますけど、これ全部にしますか。よろしいでしょうか。

野崎副委員長。

○野崎隆太副委員長

私は、スケジュールをすべてスマートフォンで管理をしております。職務上必要だと私は考えておりますもので、委員会の持ち込みは禁止すべきじゃないのではないかなと思います。本会議は、場所を考えてですね、厳粛なところであるという威厳を考えても、持ち込み禁止はある程度、僕は妥当かなと思うんですけども、委員会が別に厳粛じゃないと言いつもりはないんですけども、もし可能であれば、そのあたりは少し流動的でもかまわないんじゃないかなと思っております。以上です。

◎工村一三委員長

暫時休憩します。

休憩 午前11時49分

再開 午前11時49分

◎工村一三委員長

休憩を解いて再開します。

今の意見に対しましてどうでしょうか。

上田委員。

○上田修一委員

議員として、そういうことをやろうとするのであれば、そのことの委員会、本会議、区別はないと思う。やっぱり集中審議をしようとするれば、委員会であっても本会議であっても、議員としての管理は必要やから、その辺のところはですね、その使い方はスマートフ

オンでスケジュールを見るという使い方はいいにしても、それはあくまでも会議の中でスマートフォンを見る機会を与えてもらって、持ちに帰って、見てということもできるわけやで、その辺は、そのことが、ここでそれを、委員会であっても、それをすべきじゃないと私は思います。

◎工村一三委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

野崎副委員長からは、スケジュール管理ということもありましたけれども、それぞれの委員会においてスケジュールに該当する部分というのは、それほどないのではないかなというふうに思いますし、今回も議会改革特別委員会、次回いつしましよというぐらいのことだと思いますので、それだから認めるというのはちょっと不自然かなというふうに思います。そのときに少し退席いただいて、確認をどうしても必要であればしていただいたらというふうに思います。以上です。

◎工村一三委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

スケジュール管理は、私はそんなに忙しくないのだけれども、やっぱり委員会の日程はすべての日程に優先されるものですので、それは後から確認すべきであると思います。私も時々、これ忘れてきて、ここで、次いつしますかと言われたときに、すごく確認したくて、うずうずするときにはありますが、やはりこれ特別委員会ですのでこっち優先ということで臨んでます。

◎工村一三委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

私らのように手帳で管理している場合には、こう持って来ているので、ですから手帳を使わないで、スマートフォンで管理している方は、それに関してどうなのかなと思います。

本会議の場合には、そういった必要はないと思うんですけども、確かにこれ最後の段階で、今度いつやるみたいな議論のときに、やはりどうしても必要だと思うので、まあ難しいですけども、一律に、そこを禁止するのはどうかなと思うんですけどね。

◎工村一三委員長

副委員長。

○野崎隆太副委員長

先ほど、吉岡委員のおっしゃっていただいたとおり、また上田委員のおっしゃっていただいたとおりですね、当然、会議中の使用に関しては審議の邪魔にしなければならないというのは、もうおっしゃるとおりだと思いますので、不要かなと思うんですけども、例えば、皆さんも恐らく一度は見ていただいたことがあるかなと思うんですけど、視察の日程を決めるときとかに、少しお待ちくださいということでスマートフォンを取りに、僕は、各会派の部屋に帰る議員というのを、今まで何名か見ております。

実際、それが、確かに数分のことなんですけど、持ち込みを、結局、持ってきて、帰ってきたときに、そのときはなんでいいんやと言われたときに、誰の許可をとったんやと。禁止になつとるやないかと言われたときに、禁止としてしまった以上は、じゃあ、改めてそこで議長のところに行って許可を取りますかという話になるんだと思います。そのときはいいんやかっていうのは、これはもうルールじゃないです。誰が決めるんだというのが、全部決めなきゃいけないんで。

それであれば、禁止にするんじゃないじゃなくて、委員長の許可を得て使用を可能にするというように、本来、ルールであればつくらなきゃいけないんで。

なので、そこは少し、使用を可能にする範囲を決めるか、もしくは使用を禁止する範囲を決めるべきじゃないかなと私は思っております。あくまでもその業務に使っておりますので。

そうでないのであれば、やはりそのスケジューラーとしての機能をスマートフォンには認めない、まあ私からすれば後進的ないき方やと思いますけども、議会改革の中で、というようなことで結論を議会改革が出しましたということになるのかなと。その場合はちょっと残念やなど、正直言うと思います。

◎工村一三委員長

時間も来ましたので、この件につきまして、一回、また帰って、考えてください。

私はもう、全委員会、「スケジュール管理は人の迷惑にならへんわなあ、あんまり」と呼ぶ者あり）この件につきましては、こんなにもめるとは思ってませんでしたので、簡単にいくと思ってましたのであれなんですけど、次回、これにつきまして、もうよく考えて、折れるところは折れて、お互いにひとつ決めていただきたいというふうに思います。

それでは、具体的検討項目につきましては、次回にまた持ち越しという格好になりますけど、もう次回、なるべくスムーズにいくように、先に考えて来てください。よろしくお願いします。

それで、これを次、持って来ていただきたいと思います。

【3 政策立案について】

◎工村一三委員長

それから、事項書3につきましては、また会津若松に行きまして、いろいろ勉強してから「政策立案について」は御協議願いたいと思います。

【その他（議会報告会について）】

◎工村一三委員長

その他、何かございましたら。

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

すいません、時間をつくっていただきまして、ありがとうございます。

最初に、議会報告会についてということで議論をいただきました。一旦終わったところではありますけども、少し発言を忘れていた部分があったので、発言させていただきたいと思います。

前回、市役所のほうの勉強会ということで、障害者差別解消法の勉強会に参加をさせていただきました。障がいを持った方に、これからもいろんなところに来ていただけるよということ、差別するようなことがあってはならないという勉強会をいろいろと聞かせていただきましたけども、その中で、特に手話の通訳者、手話をされるような方を配置していくようなこともいろいろと伺いました。

今、議会報告会の中では、そういった対応をとっておりませんが、できれば、全ての会場にというのは不可能にしても、1会場ぐらひは、そういった手話通訳者の方をお願いをして、ぜひそういう方も来ていただけるような体制を次回とれるように進めていかなければ、いけないのではないかなというふうに感じましたので、また、そういった面でも検討いただきたいというふうに思いました。以上です。

◎工村一三委員長

ありがとうございます。

上田委員。

○上田修一委員

手話というか、前回、私もその「目からうろこ研修」を聞かせていただいたんですけど、手話というか、固定したのではなくて、そういう障がい者全体に対応するというか、そういう、例えば目、耳、口というような、いろんなそういう方がみえるんで、手話だけが本当に、全部が全部いけるかという、それぞれの論議が必要かなというふうに思ってます。

◎工村一三委員長

吉井委員。

○吉井詩子委員

手話は1会場、手話であるとか要約筆記であるとか、いていただくということも大事だと思います。その上で、この間の研修は、合理的配慮という説明があったと思います。合理的配慮は、求められたときにそれに応じるよう努力するということですので、それは、会場のこともあるんです。車椅子の方がみえるときにどうするのかとか、いろんな問題がありますので、それは合理的配慮、いろんな御希望があれば言ってくださいということのを案内に載せるとか、そういう配慮をしていけばいいのではないかなと思います。

◎工村一三委員長

吉岡委員。

○吉岡勝裕委員

私、手話の話をさせていただきましたけども、議論ございましたように、いろいろな障がいを持たれた方に対応していくということで話をさせていただいているわけで、ぜひ上田委員からも、どういう形をとればいいのかというのを御提案いただけたらというふうに思いますので、またこれから議論していただいて、議会報告会をさらに、そういった方にも来ていただきやすいような報告会を目指していくべきだというふうに思いますので、皆さんもどうぞよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

◎工村一三委員長

ありがとうございます。

次回の報告会に向けて、ひとつ御検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

【4 次回の会議のこと】

◎工村一三委員長

それでは最後ですが、次回の会議ですけれど、本議会もありますので、8月5日水曜日を予定したいと思ひますので、いかがでしょうか。

暫時休憩します。

休憩 午前11時59分

再開 午前12時00分

◎工村一三委員長

休憩を解いて再開いたします。

8月5日水曜日10時、次回会議予定でいかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎工村一三委員長

それでは、次回、8月5日水曜日午前10時から会議を開催したいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

御協議をいただく内容につきましては、「具体検討項目について」「政策立案について」及び「先進地視察のまとめについて」を議題としたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

それで、この視察に、今度、会津若松さんにお邪魔をいたします。それで、視察の件について少しお話をしていきたいと思います。

事務局に向けて、富山県のある市から、勉強会を一緒にしてくださいという話がありましたんですけど、相手は12人で会派で来るということでして、時間的にも2時間しかありませんので丁重にお断りをさせていただきました。それだけちょっと報告させていただきます。

それで、大変な会津若松市さんの資料がございまして、この資料を持って視察に来てくださいということですので、少し勉強会を、この議会改革の委員会をしたいというふうに考えております。

それで、それを議会改革としてやるのか、有志でやるのかという判断なんですけど、できましたら、勉強しておるんだということで、有志ではなく、議会改革として勉強会をしたいと思いますが、その件につきましてはいかがでしょうか。

上田委員。

○上田修一委員

これって、過去にここに行っている議員さんは、これ以外にはいないですか。伊勢市議会としては、ここには行ってない、一度も。

◎工村一三委員長

いや、行っております。

次長。

●杉原議会事務局次長

過去のを調べましたところ、会派視察ということで、平成21年5月に当時のグループFさんが、品川議員、宿議員、大川議員、3人が会津若松市のほうへ、議会基本条例及び政治倫理条例についてということで視察に行ってみえます。

新市になってからは、それということで確認しております。ちょっと旧市は確認して
りません。

◎工村一三委員長

新市になってから、グループFさんが、議会基本条例ができてすぐぐらいやったですか、
行ってらっしゃいます。

どうでしょうか。

上田委員。

○上田修一委員

ということがある中で、勉強会はこの、このメンバーだけの勉強会という形になろう
と思うんですけども、会津若松のそういう会場とか、そういう考え方というのをレクチャ
ーを受けることが必要ではないのかなと思ってますけど、どうですか。

◎工村一三委員長

Fさんにですか。

○上田修一委員

Fさんというか、個人的な、今、Fという会派がなくなるとるんで。

要らないでしょうかと思います。

◎工村一三委員長

どうでしょうか、みなさん。

暫時休憩します。

休憩 午後0時04分

再開 午後 0 時10分

◎工村一三委員長

休憩を解いて再開いたします。

本年度の先進地視察につきまして、会津若松市さんのほうにお邪魔いたしまして、勉強させていただきます。その件に関しまして、議会改革として、7月10日10時から、ここで勉強会を開催したいというふうに思っております。

上田委員。

○上田修一委員

午後にしていただけませんかでしょうか。

◎工村一三委員長

暫時休憩します。

休憩 午後 0 時12分

再開 午後 0 時13分

◎工村一三委員長

休憩を解いて再開いたします。

先進地視察のための勉強会を7月10日午後1時から、この会議室で開催したいと思いますので、よろしいでしょうか。

上田委員。

○上田修一委員

勉強会やもんで、議長さんの御臨席は、そういうところは委員会の中でやるんやけど、

議長さんはどうでしょうかと思います。

◎工村一三委員長

議長さんの判断で、よろしく申し上げます。

それでは、最後ですが、事項書6番の次回の会議のことをございますが、次回、勉強会後の議会改革特別委員会は8月5日水曜日、午前10時に開催をいたします。

御協議いただく内容につきましては、「具体的検討項目について」、これは各派で詰めてきていただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、政策立案、会津若松市の視察内容に基づいて、いろいろ勉強したことに基づいて、「政策立案について」も御協議願ひたいと思ひます。

それから、「先進地視察のまとめ」についても、御協議願ひたいと思ひます。

それで決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎工村一三委員長

異議なしと認めます。

そのように決定いたしました。

それでは、本日はこの程度で委員会を閉会いたします。

なお、本日御出席の皆様には開議通知を差し上げませんから、御了承を願ひします。

御苦勞さんでございました。

閉会 午後0時14分

傍聴の議員（1名）

上村和生

上記署名する。

平成27年 6 月 18日

委 員 長

委 員

委 員